

大熊町の皆さんへ

予約不要

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターが大熊町と連携して 健康診断会場に出張窓口を開設します
弁護士等の専門家と その場で話をすることができます

ご利用は無料

このような ご事情はありませんか



介護や子の世話をしながら避難した



長年 大熊町に居住し
地域との結びつきが強い

*裏面の和解事例「公表番号2064」をご参照下さい



避難によって
家族が離れ離れに



自宅の除染
作業を行った



自家消費していた
野菜や米を
作れなくなった



直接請求した
営業損害を
ADRで改めて算定

個別の事情に基づいて
東京電力への
直接請求によるよりも
増額されたり
直接請求では
受けられなかった
賠償が受けられる
場合があります

「自分も該当するかも」と思った方は、下記日程で設置する出張窓口にお越し下さい

実施日時	受付時間	実施会場
10月21日(火)	8:30~11:30	大熊町保健センター(大熊町)
11月11日(火)	8:30~12:00	パレスいわや(いわき市)
11月17日(月)	9:00~12:30	ビッグパレットふくしま(郡山市)
11月25日(火)	8:30~11:30	アピオスペース(会津若松市)
11月26日(水)	8:30~11:30	アピオスペース(会津若松市)

2025年
(令和7年)

大熊町以外の方でも
ご利用できます。
健康診断を
受診されない方でも
ご利用できます。

調整中でした10月21日(火)の大熊町保健センターへの
出張窓口設置につきましても、実施することとなりました



ADR手続の流れ

国の機関であるADRセンターでは 無料で話し合いによる解決の仲介をします
文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)
フリーダイヤル 0120-377-155 (平日10:00~17:00)

平日昼間には時間が取れない方は

平日夜間・土曜窓口

をご利用ください(ご利用は無料)

2026年3月までの

奇数月 第1水曜日 11月は 16~20時 5日(水)

偶数月 第1土曜日 12月は 13~17時 6日(土)

詳しい
予約方法等



対面

(福島事務所へ来所)
*郡山駅東口徒歩5分



予約
優先制

ご自宅からも利用できます



完全予約制
(先着順)

オンライン
(Zoom会議)

電話

ご予約は電話で

024-941-0164

予約電話受付
平日10時~16時

第五次追補の追加賠償の増額など、最近の和解事例です

【原発事故時の生活の本拠について生活状況等に基づいて判断された事例】 公表番号2077

■申立人:帰還困難区域(双葉町)内の実家から緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の自宅に原発事故前に転居していた旨の**住民票上の住所の移転手続を原発事故後に行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していた**として、実家住所地を基準とする賠償を求めた方

■ポイント:**原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあったと認められた。**

■和解内容: 実家住所地を基準とする**過酷避難**慰謝料30万円(中間指針第五次追補の定める目安額)及び**生活基盤喪失**慰謝料700万円(同目安額)の賠償が認められた。



【自家消費野菜の賠償期間が長期間となった事例】 公表番号2101

■申立人:帰還困難区域(大熊町)に居住して兼業農家を営んでいた男性ら

■ポイント及び和解内容

① 平成23年3月から令和元年12月までの**自家消費米・野菜の購入費用相当額を農業損害**(ただし、既払金を控除。)として賠償を認めた。

② 高額家財の財物損害に関し、その使用状況等も踏まえて算定した実質的耐用年数(着物及びテーブル等は50年、ピアノは40年)を用いて算出した金額(ただし、既払金を控除。)による賠償を認めるなどした。



【生活基盤喪失慰謝料が増額された事例】 公表番号2064

■申立人:帰還困難区域(大熊町)から避難した被相続人(申立人らのうち3名が相続)

■ポイント:**原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、原発事故以前から足の状態が悪く、杖や車いすを使用したり家族の介助を受けたりして生活していたことを考慮して、生活基盤喪失による精神的損害の増額**が認められた。

■和解内容:**生活基盤喪失による精神的損害**(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の**増額分**として30万円、その他の賠償が認められた。



過酷避難状況とは

着の身着のまま取るものも取り敢えず避難したなど避難の状況が過酷であったことをいいます。

生活基盤の喪失とは

長期間にわたり住居があった区域に帰還することができない状況が続き、故郷が失われたのと同様の状況が生じたことをいいます。

「ADRは、手続が大変そう」と思われている方へ



東電福島第一原子力発電所事故を受けて家族と共に浜通りから避難したワカイ ススムがADRセンターの存在を知り、原発事故により“止まってしまった時間”を再び進められるようになるまでの物語と、最近の代表的な和解事例等について、分かりやすく解説しています。



ADRの申立て手続の解説漫画をご覧ください



こちらからご覧いただけます

